

令和3年9月27日（月曜日）

**不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会**

**議会会議室**

**出席議員**

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、  
西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、  
金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、  
伊藤大典

**開会**

**10時01分**

**佐野副市長、建設局**

**10時01分**

**報告事項説明**

・新恋の浜橋の新設と蜷橋の改修整備に関するこ  
と

**質問**

**10時03分**

（佐野副市長発言）

新恋の浜橋は、建設局長着任後、現「姫路まえ  
どれ市場」の周辺対策として、早期に整備すべき  
事業との認識で取り組んできた。

平成28年12月9日の建設委員会において、繰越明  
許費補正予算案として、道路改良及び橋梁下部工  
の事業費として、25目、道路新設改良費9,000万円  
の説明を行い、平成29年1月に工事執行伺の起案を  
経て、入札公告を行った。

繰越明許費補正予算案は、着任までに建設局か  
ら予算要求書が財政課に提出されており、既に予  
算査定を受けていた。

事業着手時において、25目の道路部分と45目の  
橋梁下部工部分の各予算額や整備内容について、  
確認すべきであったと考えている。

（質問）

逮捕された建設局長の後任としての着任となる  
が、市全体の不祥事として、市民からの信頼を回  
復するという大きな任務があったと思う。そのこ  
とへの思いはどうか。

（答弁）

今後どのような形で業務を進めていけばよいの  
か、着任当初に職員と面談を行い模索した。直ち  
に効果が出るものはないが、信頼回復に向けて、

建設局として1つ1つ事業を進めていくという認識  
で取り組んでいた。

（質問）

局長の責務として、このような大事業に対する  
予算チェックを行うべきではなかったのか。

（答弁）

当時は、道路部分や橋梁部分の詳細を聞き、そ  
の執行に当たって疑問を持つまでには至らなかつ  
た。既に決定されていた事業であったため、予算  
を執行して、事業を進めていくことが実績につな  
がっていくものと考えていた。

今振り返ってみると、橋梁部分が占める割合が  
大きかったこともあり、当時の方針には問題があ  
ったと考えている。

（質問）

平成28年度繰越補正予算は9,000万円であるが、  
平成29年度の繰越明許費が9,900万円となり、900  
万円増額となっているのはなぜか。

（答弁）

当初9,000万円の繰越明許費の補正予算を上げ  
たが、違算により工事入札が中止となった。その  
後、積算をやり直している中で事業費が増加する  
見込みとなったため増額したものである。

（質問）

平成29年度の当初予算はゼロであるが、繰越補  
正予算が1億4,300万円であるのはなぜか。

（答弁）

平成29年度の当初予算における45目橋梁新設改  
良費は、1億5,100万円が計上されていた。この内  
容は、橋梁の上部工と取付道路の残りであったが、  
執行に当たり上部工を積算したところ、事業費が  
膨れ上がり、残予算では道路工事が実施できない  
状況になっていた。

不足額は、歳出補正予算での対応が通常である  
が、3回目の入札は、取付道路を含む道路改良工事  
であるため、25目の予算の枠内から予算を執行す  
ることとし、事業期間の関係から繰越明許費を計  
上した。

（質問）

平成30年度の繰越明許費が9,822万円余りであるのはなぜか。

(答弁)

入札等の結果により、繰越額が減ったためである。

(質問)

平成28年度は年度途中から建設局長に着任したため仕方がない部分もあるが、平成29年度は年度当初からあなたが局長である。

25目の当初予算はゼロであり、道路予算でしかも繰越補正によって架橋工事を行うことは当初から関わっていたはずだ。見解を聞きたい。

(答弁)

平成29年度の45目の当初予算1億5,100万円は、平成29年度に整備を完了させるという方針の下、補正予算とともに建設局長着任前に新規予算要望として財政課に提出されていたが、内容の詳細説明は受けていなかった。

平成29年度に改めて積算した際に、予算が不足していることが判明した。その状況下で、平成29年度の完成目標のために検討した結果、道路の整備については、道路の予算を充てて事業執行するという考えに至り、繰越補正予算を計上し、執行した。

(質問)

予算が不足している状況で、平成29年度末までに工事を完成させないといけなかったのか。

(答弁)

「姫路とれとれ市場」は平成27年3月に開設したが、それに先立つ平成25年12月に当該橋梁整備について地元要望を受けており、その後の行政懇談会でも要望を受けた。また、建設局としても平成29年度内での完成を目指すことを地元説明会で説明しており、建設局長着任時にもその旨の説明を受けた。

平成29年度の当初予算に過不足がないか、しっかりと確認しなかったことが、その後の取扱いの変更を生じさせてしまった原因であると考えている。

(質問)

松岡議員からの圧力・関与はあったのか。

(答弁)

松岡議員からは、地元説明会やそれ以外の場においても、平成29年度の完成に向けての要望を受けた。

ただし、地元説明会においては、建設局として平成29年度の完成に向けて頑張ると説明しており、当時の私の感覚では、松岡議員の要望はその期限に向かって頑張ってくれという意味で捉え、不当要求行為に該当しないという認識であった。

(質問)

当時、建設局を所管していた黒川前副市長から指示はあったか。

(答弁)

具体的な指示があったという記憶はない。

(質問)

姫路市職員不祥事調査再発防止検討専門委員からの提言によると、不当要求的な無理な要求を行う議員がいたのは明らかである。議員に対しても毅然とした態度を取ることが、今後の信頼回復の道の1つと思うが、その辺りの認識はどうか。

(答弁)

松岡議員には、目標年次内での完成は確約できないことを説明しており、その際には議員から、理解はするがしっかりと頑張ってもらいたいと強く言われたことはある。

繰越明許費補正で、平成28年度に工事着手することを決定したのは、平成29年度の完成に向けて最大限できることをするという考え方があったものと考えている。これは、議員に要望された部分もあるが、「姫路とれとれ市場」が開場して何年も道路整備ができていない中、市として整備に向けた考え方や取組姿勢を示すことも1つにあったと考えている。

(質問)

「姫路とれとれ市場」との兼ね合いがあったとしても、このような短期間で架橋事業が進むのか。重要な橋梁であれば、当初予算で予算確保すべ

きであり、表に出てこないような形で事業を進めようとしたところに理解し難い点があると思うが、どうか。

(答弁)

繰越明許費補正予算を提出時点で、市として、当該事業の執行の意思決定を示している。

しかし、この予算は繰越明許費であり工期を十分確保するという意味での手段であり、現年度予算でどこまで事業を進めるのか、また、事業の完了目標などについては、平成28年12月の建設委員会で説明していなかった。

全ての事業を議会に説明することは困難であるが、平成29年度での完了を目標としていたという中で、本事案はかなり異例な取組であり、説明が不足していたと反省している。

(質問)

無理難題な要望に対して、結果的に短期間で応じている。これによってその後、新市場の移転を口実に、次々と要求がエスカレートしていったのではないのか。

(答弁)

白浜地域の全事業に、提言書に記載されているような議員関与があったのかどうかまでは把握できていない。また、記録自体が残されていないこともあるが、局内での聞き取り結果では、不当要求に該当する行為については分からなかった。

本事案については、当時そこまで深く内容や是非を考えずに、方針に沿った形で執行してしまったというのが、当時を振り返っての思いである。

本特別委員会や執行部での調査を見ると、工期にも無理があり、業者をはじめ職員にも大変な負担をかけたと思っている。

事業執行については、当時の流れの中であって、必要性を判断した上での取組であった。

(質問)

提言書には、耳を疑うような回答が多数ありとある。専門家が聞き取りをした結果であり、それを否定するような答弁はやめてほしい。

(答弁)

提言書の内容を否定しているわけではない。全ての事業において、提言書にあるような行為があったかどうかは把握できていないため、分からないと答えたものである。

(質問)

日間流用となるような不適切な執行まで行って、当該事業を短期間で遂行させる必要があったのか。

松岡議員の行為は不当要求でもなく、ただ流れに乗って、事業を進めてきたという理解でよいのか。

(答弁)

本事業は「姫路とれとれ市場」が平成27年3月に開設されるに当たり、周辺道路が渋滞するおそれがあったため、平成25年12月に地元から橋梁整備の要望を受け、その後、行政懇談会でも要望を受けた。開設までの間にどこまで整備ができるのか、あるいは開設までの橋梁整備が困難な場合、開設後いつ頃の完成を目指すのか検討するのは当然であり、港湾区域を所管する県ともどのような形で整備できるのかを協議していた。

結果として平成29年度の完成目標に向かって頑張っていくことが決定し、地元にも説明していた。

本来であれば、平成27年度は概略設計、平成28年度は実施設計を行い、その後に工事となるので、平成29年度の完成目標はかなり厳しい状況であった。そのような中、平成28年度は実施設計しか予算要求しておらず、工事まで実施しようとしていたのは、平成29年度の完成目標に向けて考えた結果だと思う。ただし、完成目標は平成29年度であるが、工期としても非常に厳しいことは何度も説明している。

平成28年度に整備予算を執行することを決定する際、平成29年度末で完成させる考え方の下、次年度の予算案も決めて予算要求を行ったが、本来であれば設計の詳細を受けた上で必要な予算を要望すべきであり、予算不足を招いたのは、事業の進展を急いだ結果と言わざるを得ない。

また、目標年次を定めた以上、議員からはその実施に向けて最大限の取り組みを求める要望は当

然出るものと思う。

対応できない場合の説明も行ったが、別の方法でどれだけの時間が短縮できるのか、または工夫できるのか、それを考えるのが市の立場ではないのかという指摘を受け、検討の上、執行した結果がこのような事態を招くことになった。

私自身も当時建設局長として、厳しい条件やスケジュールの中での整備であったことは記憶している。

平成29年度内の完成目標は非常に厳しいものであり、結果としては平成30年度の完成となった。

振り返れば、平成30年度内の完成に目標を変更した上で、それに見合う工事スケジュールで実施すればよかったと思う。

(質問)

建設局長着任時に本事案の厳しさ、地元に対してどのような状況にあるのか、あるいは平成29年度内に何があっても完成しなければいけないとの説明を受けていたのか。

(答弁)

着任時から11月議会までの間に、主な事業の概要説明は受けていた。当該事案については、平成28年度に詳細設計を行っているもののほか、平成29年度予算として上部工と片側取付道路の工事費を要求し、同年度末での完成を目指すことの説明を受けた。しかしながら、それ以上については、説明を受けた記憶がない。

(質問)

県から負担金などの予算は出ていない。松岡議員が県と接触し、その旨を職員にも伝えたという話があったはずである。そのことについて説明はなかったのか。

(答弁)

本委員会において産業局の水産漁港課が協議結果の資料を提出したが、当時、これらのことについて説明を受けていなかった。

(質問)

令和3年第3回定例会で建設局長が、平成28年第4回定例会での9,000万円の繰越しに関して、「橋梁

下部工及び取付道路を道路新設改良事業費で予算措置しますということを議会でも説明していた。」と答弁している。

当時建設局長であった佐野副市長自身がこの説明を議会に行ったと思うが、道路予算で架橋することに、違和感はなかったのか。

(答弁)

道路新設改良費に橋梁下部工を含んでいることを認識していたが、違和感はなかった。道路工事に含まれる橋梁下部工の工事費がどの程度含まれているのか当時は把握せず決裁を行った。

(質問)

下部工に係る工事費がどれぐらいになるのかは、その後の設計の見直しの段階で気づかなかったのか。

(答弁)

積算を見直す過程で計上漏れ等も見つかる中、できるだけ早く入札につなげていきたいという状況下での決裁であった。改めて道路と橋梁の内訳を聞くという思いには至らなかった。

(質問)

4月26日に入札に向けての執行伺が起案されているが、25日、道路新設改良費と明確に記載されている。このときも気づかなかったのか。

(答弁)

25目の予算執行という流れの中での決裁であるため、改めて確認した記憶はない。

(質問)

件名は「新恋の浜橋下部工及び取付道路新設工事」であり、下部工が前面に出ているが、中身は25日、道路新設改良費だ。この決裁は財政課の合議も必要であるが、建設局の関係者全員が、このことを承知の上で、決裁を行ったのか。

(答弁)

平成28年第4回定例会で繰越明許費の予算議案を提出しているが、25目の道路予算で本工事を執行する方向性を建設局が定め、それに基づいた予算要求を行い、予算査定を受けている。

今振り返れば、工事内容を再度精査し、執行を

止めて、新しい形を検討すべきであったかもしれないが、当時は、既に決定されていた方針に沿って、事業を進めていたので、内容について確認していなかった。

(質問)

部下を信頼しているのでもう一度深く確認せずに決裁をしたということか。

(答弁)

私が最終決定権者ではないが、執行責任は局の代表である私にあると思う。

(質問)

責任の話ではなく、部下を信頼して任せられるからこそ、自分が内容を深く確認せずとも建設局として事業を進めることになったのか。

(答弁)

予算確認の上で決裁は上がってくる。私は詳細までは確認しておらず、職員を信頼していると言える。

しかしながら、今回の執行については、やはり目の目的・性質を改めて考えると、執行に問題があったと認識しており、深く反省している。

(質問)

なぜ、このような予算を立てて、短期間で工事を実施する必要があったのか。

(答弁)

推測の部分もあるが、当時の関係者からの聞き取りなどによると、平成28年度が実施設計のみであると、平成29年度末での工事完成は不可能であった。そのため、平成28年度に前倒しで工事をする方法を考えたのは、地元要望も含め、目標年次に向けて頑張ろうという意思もあったと思う。

また、当時の道路新設改良費の執行率が低いこともあったので、その活用も視野にあったと思う。

(質問)

地元対策というが、なかなか納得し難い。副市長からも答えが出ず、分からなかったことは残念である。東部析水苑のグラウンド整備についても、あなたが建設局長時代に、当時の産業局長から依頼を受けて整備している。先ほどの話を借りれば、

予算措置をせずに、表に出ない方法で当該グラウンド整備を行ったということではないのか。前年度からの流れで対応したというのであれば、予算措置をなぜ行わなかったのかという話に戻ってしまうが、どうか。

(答弁)

平成29年度は年度末に予算の枠内で真砂土を購入したことは記憶している。平成30年度について4,500万円の予算措置を行い、整備したと記憶している。

(質問)

予算を計上し、表に出るように工事を実施すれば疑惑は生じないが、それを隠して実施した結果が表に出るとこのようなことになる。この点については大いに責任を持ってもらいたい。

先ほどの執行伺の件でも、部下を信頼していたというが、これまでいろいろな事案の審査をしてきた中で、不当要求に対して現場の職員は必死で拒否している。

しかしながら、最終的に、副市長や局長から指示が下りてきて、現場職員が実施しないといけないということになってしまっている。

そのことに関して、現場職員は、管理職は自分たちを守ってくれないし、責任逃ればかりしていると感じており、今の姫路市の状況は、閉塞感が漂ってしまっている。

副市長は反省すると答弁されたが、今の姫路市の状況をどう立て直すつもりか。

(答弁)

中央卸売市場の移転に関して、私は平成30年から産業局長として、その前は建設局長として関わってきた。

その過程で、様々な問題が発生しているが、この事業を完成させるため、私自身はできる限りのことをしようと実行してきたが、その結果、職員に迷惑をかけ、委員が指摘した状況になっている。

今は反省の弁しか出ないが、私自身が意識を改め、やるべき職責を果たしていく態度を示していかないと、誰にも協力してもらえないと思ってい

る。

本市の全ての事業の推進に向けて、市長をはじめ執行部自身が、しっかりと今回のことを踏まえて実行していくことが、管理職としての責任であると思う。そのような取組を私自身が先頭に立ってやっていきたい。

(委員長)

副市長が先頭に立って職員一丸となってとの話があったので、そのように進めてほしい。

**質問終了**

**11時03分**

[佐野副市長退室]

(委員長)

本日、当局から急遽報告案件があるとの申出を受けたので資料を配付したい。事務局。

[資料配付]

**報告事項説明**

**11時04分**

・白浜西山公園に関すること

(建設局長発言)

白浜西山公園に関する案件における松岡議員の行為・言動について、9月21日に不当要求であると認定した。

**質問**

**11時12分**

(質問)

不当要求行為として認定した事案の中で、結果的に松岡議員の要求は実現されたのか。

(答弁)

祭りまでの完成を求める要望については、実現不可能であり対応していない。トイレの仕様については、本委員会でも既に不適切との指摘を受けているとおり、要求に応じてしまった。

(質問)

不当要求に屈して公正ではない行政執行をしてしまったと資料に明記すべきではないのか。

(答弁)

市の対応を資料に追記し、改めて委員会に提出

したい。

(質問)

白浜西山公園のトイレでは使用する水をタンクから取水している。ポンプ施設の整備は中止したが、タンクが老朽化した場合の対応は考えているのか。

(答弁)

トイレは市の保有物であるが、タンクはそうではない。タンクの所有者や地元とも相談しながら、できるだけ経費を抑えることを前提に対応を考えていきたい。

(質問)

浄化槽を設置しているが、祭りのときに利用が集中してあふれることはないのか。下水道に接続できなければ、祭り当日の使用は困難ではないか。

(答弁)

祭りの期間は多くの仮設トイレが設置されると聞いている。次回の祭り開催までに地元とも相談し、方向性を決めていきたい。

(要望)

作った以上、責任を持って管理されたい。

**質問終了**

**11時19分**

**報告事項説明**

**11時19分**

・白浜204号線植栽工事に関すること

**質問**

**11時22分**

(質問)

今後の対応として、「歩行者の安全を第一に考えて、撤去や植替えの判断をしたい。」とあるが、地元要望によるのか、それとも市がパトロールして判断していくのか。

(答弁)

支障箇所の把握は道路管理者の責務であるが、対象である市道延長が長いと、現実の対応としては地元自治会等からの要望を受けて現地確認を行っている状況である。できるだけ積極的な対応が取れるよう日頃の道路パトロールの仕方についても検討していきたいと考えている。

(質問)

「事業規模に一定の基準を設けて」とあるが、

どれぐらいの規模を想定しているのか。

(答弁)

具体的な数値はまだ持っていないが、事業費が目安になる。これまでの実績を踏まえて速やかに検討を行い、建設委員会等に報告したい。

(要望)

地域から寄せられる根上りなどの情報には、きちんと対応されたい。

基準についても早急に検討されたい。

**質問終了** 11時25分

**建設局終了** 11時25分

**教育委員会** 11時26分

**報告事項説明** 11時26分

・教職員の懲戒処分について(謝罪)

**教育委員会、都市局** 11時30分

**報告事項説明** 11時30分

・白浜小学校屋内運動場新築工事に伴う物品購入に関する事

・姫路市立白浜公民館ロビー等改修工事に関する事

**質問** 11時36分

(質問)

ほかの公民館でこのような対応事例はあるのか。

(答弁)

大規模改修工事の際しか、大規模なレイアウト変更は行っておらず、今までに同様の対応事例はない。

(質問)

松岡議員の要望のどこまでが不当要求に該当するのかという判断は難しいが、他にないようなことや工事を急がせるなどの要望は常態化していたのではないのか。

(答弁)

当時の生涯学習課長のメモから、大きな声を出したり、かなり無理な要求を突きつけられていたことは認識している。

(質問)

まとめにも「教育委員会として総合的な判断が

とれるような組織対応ができていなかった。」とあるがまさにそのとおりであると思う。今後このようなことがないように、このたびの総括を生かしてほしい。

(答弁)

深く反省している。二度と同じことを繰り返さないよう話し合いを行い、信頼回復に取り組みたいと考えている。

**質問終了** 11時42分

**教育委員会、都市局終了** 11時42分

**代表監査委員、監査事務局** 11時42分

**報告事項説明** 11時42分

・3地区における工事等に係る相手方の選定に関する事(議会の請求に基づく監査結果について)

**質問** 11時59分

(質問)

監査報告から3地区にいろいろな問題点があったことが確認できたと思う。意見も出ているが、当局側がこれに応える形は想定しているのか。

(答弁)

議会請求による監査は初めてのことであるが、意見に対する対応についてもフォローアップしていくことになると思う。

(質問)

通常であれば、当局側は意見に対してきちんとした形で回答することになっているが、今回は初めてのケースである。監査委員のほうで回答を求めるとすれば、我々もそれを参考にしたいと思うが、そうでなければ、本委員会として当局に対して監査委員の意見に対する回答を求めることでもよいと思う。どちらが回答を求めるのか、正副委員長、事務局同士で調整してほしい。

(答弁)

定期監査でも、回答を求めて公表しているが、回答を求める時期が先になってしまうおそれはある。

(要望)

このような取組は初めてであるが、いずれにし

ても回答が欲しいので、事務局同士あるいは正副委員長と相談して対応を決めてほしい。

(質問)

いろいろと不適切なことが指摘されているが、従来の監査で分からなかったのか。

(答弁)

随意契約の場合、一者随意契約ではどのような理由であるのかは確認するが、業者選定までチェックを行っていないので、通常の定期監査で分からなかったと思う。

(質問)

本件は年度をまたいでいるので、通常の監査と違うと思うが、今回のことも踏まえて今後の監査の方法も考えていく必要があるのではないかな。

(答弁)

着眼点は毎年度、その時々に応じて見直しを行っているが、リスクが高いものを重点的に見ている。今回のことも踏まえて、事務担当が定期監査の中で、チェックするようにしていきたいと思う。

**質問終了 12時05分**

**代表監査委員、監査事務局終了 12時05分**

**協議 12時06分**

#### 協議事項

・次回委員会の開催について

- (1) 前回の委員会での決定事項の確認について
- (2) 座席の確認について
- (3) 証人尋問の対象者について
- (4) 赤松弁護士の出席について
- (5) 補助者に対する制限について
- (6) 次回委員会の開催日について
- (7) 中間報告について
- (8) 証人尋問における注意事項
- (9) 共通事項について

**協議 12時06分**

(委員長)

資料を事務局に配付させる。事務局。

[資料配付]

(委員長)

前回の委員会での決定事項の確認についてであるが、前回の私案では、尋問事項を事前通告制としたが、それは採用せず赤松弁護士への事前相談や内容確認は各委員の判断に任せることに改めたので、確認されたい。

次に、当日の座席について協議を行いたいと思うが、その前に、本日の委員会で「白浜西山公園に関すること」について、不当要求行為の認定がなされたことの報告を受けた。本事案について、百条調査権の対象とすべきかどうかを諮りたい。意見のある委員は発言されたい。

(委員)

追加すべきである。

(委員長)

百条調査権の対象に追加することによいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、白浜西山公園に関することを百条調査権の対象に追加することとし、最終日に議員提出議案として提出する。提案者は、本委員会の全委員として、提案理由説明者はどうすべきか。

(委員)

委員長でよいと思う。

(委員長)

それでは、提案理由説明者は私で、提出者は本委員会の全委員とする。それと、事件が追加されることによって、弁護士費用が不足するおそれがあるため、念のため予算を100万円増額したいと思う。また、調査権限及び閉会中審査については前回と同様にしたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

事務局確認を。

[事務局確認]



(委員長)

引き続き、座席の確認を行いたい。前回受けた要望から同じ会派の委員が隣席となるよう配置図を作成したが、意見があれば発言されたい。

(委員)

座席は変更せずに現状のままでよいと思う。

(委員長)

現状のままでよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、座席は変更しないこととする。次に証人尋問の対象者について協議したい。松岡議員の出席は求めることとするが、それ以外の者についてはどうか。意見があれば発言されたい。

(委員)

黒川前副市長は対象となっているが、白浜小学校の相撲場整備事案では、教育長が対象となっていない。選定の着眼点を教えてほしい。

(委員長)

黒川前副市長については、松岡議員との東京出張などもあったからだ。教育長については教育次長を対象としたので外した。

(委員)

バランスが悪いと思う。元副市長となれば、内海・高馬前副市長もいる。黒川前副市長の出頭をどうしても要請しなければならぬというのであれば理解できるが、そうでなければ、通常の決裁上の責任者だけでよいのではないのか。

今回の目的は、当局が不当要求行為として認定した事案の追認ではないのか。そのために松岡議員や当局側の職員の出席を求めて話を聞くものであり、当局の決定をひっくり返す目的ではないし、新たな証拠や事案を見つけるものでもない。追認が主目的になるのであれば、事務方の責任者ぐらいでよいと思う。

正副委員長で何か考えがあるのであれば、別に構わないが、そうでなければ、当局が不当要求行

為として認定している以上、我々としては、このような場できちんと確認していくということが主眼になると思う。

(委員長)

この後提示する予定であるが共通尋問を作成する中で、必然的に誰を呼ぶべきであるか選定した。

(委員)

白浜小学校の相撲場事案では、黒川前副市長の出頭を要請しないのか。

(委員長)

黒川前副市長は対象である。

(委員)

学校の場合、最高責任者は教育長である。教育長を対象とせず、副市長を対象とするのはどうかと思う。その必然性を説明できなければ、どのような思惑で出頭を求めるのかということになる。

(委員)

相撲場の予算に関して、黒川前副市長が指示を行っている。

(委員)

その場合でも、教育長との関係は必然的に出てくると思う。教育長の頭越しに黒川前副市長の出頭を求めたところで、あまり効果がないのではないのか。

(委員)

2人とも出頭要請したらよいのではないのか。

(委員)

どこまで追求しようとしているのか、委員長の思惑が分からない。追認するだけであれば事務局の局長レベルで充分だと思う。

(委員長)

大型遊具については、黒川前副市長は同席して議員対応しており記録が残っている。ほかの副市長については、直接松岡議員と対応した記録がなかった。

(委員)

考え方として、当局が不当要求行為として認定し公表している事案について、議会は追認していくことが望ましいと思うが、追認するだけであれ

ば、退職した職員まで呼ぶのはどうかと思う。

高馬前副市長は責任を取って辞職し、黒川前副市長も同様だ。また、彼らは退職後、役所関係のどのポストに就くことも断っている。忖度ではなく、そのような人の出頭を要請するのはどうかとも思う。

(委員)

何回も出頭を要請するものではない。黒川前副市長は現職の際にきちんと話が聞けていない。

新たな事実がどこまで出てくるか分からないが、現場の職員にしたら事務方だけの責任で、黒川前副市長や前教育長に関して責任がないかのような扱いをすると、議会に対する信頼もなくなると思う。

(委員)

今回の問題は議会や当局にも責任はあるが、松岡議員という特異な人物がしでかしたことだ。

松岡議員の行為を明確化することに重点を置くべきだ。問題の本質はどこにあるのかという点から証人尋問を行うべきだと思う。

白浜小学校の相撲場について、黒川前副市長の出頭を要請するのであれば、教育委員会を所管していた高馬前副市長も対象としないといけなと思う。黒川前副市長だけをターゲットにしたような形はいけない。

(委員長)

正副委員長としては、高馬前副市長は文教・子育て委員会で説明をした上で責任を取って辞職したところから対象から外している。黒川前副市長もそうかもしれないが、前教育長についてはきちんと答弁してもらえるのか疑義があった。

(委員)

正副委員長の選定基準はメモ内容の確認だけなのか。私としては、なぜ教育長と教育次長が一緒に副市長に決裁をもらいに行ったのか背景的なことも知りたいと思う。

(委員長)

共通尋問の内容は記録の確認が主となる。それを受けて、各委員が尋問内容を考えてもらいたい。

(委員)

対象者の選定は間をおいてはどうか。本会議の最終日でもよいと思う。

(委員)

私も共通尋問の内容を見てから判断したほうがよいと思う。

(委員)

百条調査権を行使して出頭を要請するのであれば、対象者への社会的影響も考慮して、相当に慎重にすべきである。相手にとって不名誉なことになって困る。もう少し慎重に検討すべきだ。

(委員長)

共通尋問を作成する中で人選を検討したが、この件については、本会議最終日の終了後に再度検討したいと思う。本会議の終了時間はどれぐらいを予想しているのか。事務局。

(事務局)

午前中で終了すると思われる。

(委員長)

最終日の午後から再度委員会を開催したいと思うが、どうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

次に、赤松弁護士から証人尋問の際に、委員会運営の補助として、日程の都合がつけば、契約に基づく法的助言者として本委員会に出席することの申出を受けた。本委員会の出席を認めることとしたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

赤松弁護士も多忙であるため、日程が合えばということになるが、その点は了承されたい。次に補助者に対する制限であるが、まずは、事務局に説明させる。事務局。

[事務局説明]

(委員)

助力の解釈はどう捉えているのか。

(事務局)

調査対象の範囲は決まっているが、その尋問内容がその範囲から逸脱しているかどうか証人が判断できない場合、助言を求めるものと捉えている。

(委員)

助言者が答える必要がないと助言した場合はどうか。その場合、赤松弁護士に助言を求めるのか。

(事務局)

赤松弁護士の出席が可能であれば、質問のような事態が発生すれば、助言してもらえたらよいと考えている。

(委員)

法的な解釈で相談するのであれば分かるが、政治的にこの場で答えるべきであるかまで相談されると助力でなくなると思うが、赤松弁護士が助言してくれるのであれば問題ない。

(委員長)

証人尋問の日程については、事務局を通じて松岡議員に打診を行っているが、明確な返事はもらえていない。しかしながら、いつまでも待つことはできないので、10月5日までに返事がなければ、本委員会としても日程を決定してしまいたい。その場合、赤松弁護士の都合も加味したいと思う。

なお、日程が決まれば事務局を通じて各委員に通知したいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

次に、中間報告についてであるが、百条調査権の対象事件は継続して審査することになるが、それ以外の案件については一定の審査は完了したと思う。前回に引き続き中間報告を行いたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

内容についてはどうか。

(委員)

正副委員長一任。

(委員長)

内容については、正副委員長一任でよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

次に、証人尋問についての注意事項であるが、前回の百条委員会の資料からの抜粋となるが、事務局に作成させた。内容について事務局に説明させる。事務局。

[資料説明]

(委員長)

証人尋問の対象者は決まっていないが、正副委員長で事務局を交えて共通尋問案を作成した。この後、内容を確認してもらい、次回の委員会で対象者を諮ることとしたいがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

なお、骨子案ではなく具体的な尋問内容を提示するので、今から委員以外の傍聴も認めない秘密会を開催したいと思うので協力願いたい。

**秘密会** 12時50分

**秘密会終了** 12時58分

**協議終了** 12時58分

**閉会** 12時58分